

届出期限

契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）

〈注意事項〉

- ・「契約を締結した日」とは「契約を取り交わした日」であり、所有権移転日、契約金額決済日等ではありません。
- ・「2週間」には土・日・祝日・年末年始も含まれます。ゴールデンウィーク前や年末に契約を締結する場合は届出期限にご注意ください。
- ・届出期限の最終日が行政機関の休日に当たる場合は、特例として、休日の翌日（次の開庁日）が期限となります。

(例1) 令和5年4月5日(水)に契約した場合 ⇒ 届出期限：令和5年4月18日(火)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

 ：契約締結日 ：届出期限

(例2) 令和5年4月21日(金)に契約した場合 ⇒ 届出期限：令和5年5月8日(月)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

 ：契約締結日 ：届出期限

※ 本来の届出期限は5月4日(木)ですが、祝日（行政機関の休日）のため、次の開庁日である5月8日(月)が届出期限になります。